

市内宿泊者限定桜井プレミアム観光振興券付与事業  
桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス

特定事業者 募集要項

(令和4年8月3日版)

実施期間：令和4年9月1日（木）～令和5年2月28日（火）

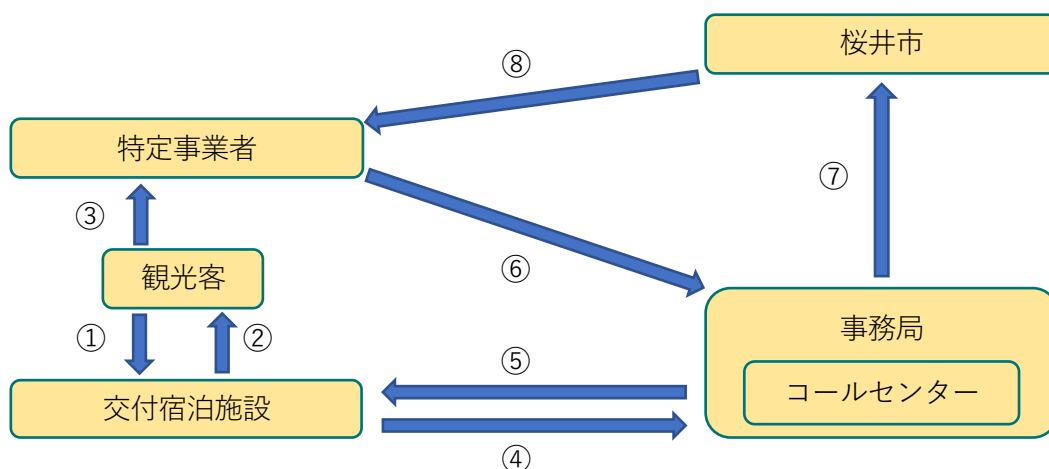
## 1. 趣旨

この要項は、「市内宿泊者限定桜井プレミアム観光振興券付与要綱」第5条に基づき、特定事業者を募集する際の必要な事項を定めるものです。

## 2. 事業概要

- (1) 事業名称 桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス
- (2) 観光振興券の名称 桜井泊まってエンジョイプラスクーポン券  
(以下クーポン券)
- (3) 発行者 桜井市
- (4) 対象者 桜井市内の交付宿泊施設に1泊以上滞在する小学生以上の方  
※桜井市民の方も対象となります。
- (5) 観光振興券の構成 1冊につき5,000円分(1,000円×5枚)
- (6) 配布期間 令和4年9月1日(木)～令和5年2月28日(火)  
※令和5年2月28日(火)を待たずに発行数(8,000冊を配布した場合は、その時点までとなります。
- (7) 使用期間 令和4年9月1日(木)～令和5年2月28日(火)  
※新型コロナウイルス感染症の状況により、配布・利用期間等を変更する場合があります。
- (8) 特定事業者 クーポン券の使用場所として登録された市内の店舗等

【事業のながれ】



①観光客等が交付宿泊施設に宿泊受付

②交付宿泊施設が観光客等に対して小学生以上であるか本人確認書類で生年月日を確認後、受領証兼受取事項承諾書を観光客等から受領後、クーポン券を配布  
※観光客等には渡さず、交付宿泊施設が受領証兼受取事項承諾書を保管

③観光客等がクーポン券を特定事業者で利用

④交付宿泊施設が日次で事務局に受領証兼受取事項承諾書を基に宿泊実績とクーポン券の発券数を報告

※事務局が受領証兼受取事項承諾書の原本を回収

⑤事務局が交付宿泊施設にクーポン券の発券数分を配布

⑥特定事業者が、指定日に桜井市立図書館で事務局にクーポン券と換金請求書を提出

※引き渡し時に、複写式伝票を用いて署名もしくは捺印にて受領

※期間内であればまとめてご請求いただくことも可能

※郵送（簡易書留）での引き渡しも可能（郵送料は特定事業者負担となります）

⑦事務局が桜井市に月次で発券枚数、使用枚数、使用状況などを報告

特定事業者からの業務報告及びクーポン券利用金額の請求をとりまとめ報告

⑧桜井市が報告を元にクーポン券利用金額を特定事業者へ支払い

### 3. クーポン券の取り扱いにおける厳守事項

- ・特定事業者において利用期間内に限り利用可能とします。使用期限を過ぎたクーポン券は、受け取らないでください。
- ・クーポン券付与後の返品はできません。商品返品の際の返金を行わないでください。
- ・クーポン券の券面金額未満の取引はできません。
- ・クーポン券の交換、譲渡及び売買は行わないでください。
- ・事前に配布するクーポン券の見本を、レジ担当者をはじめクーポン券を取り扱うすべての関係者に周知してください。
- ・募集要項及び本マニュアルに則して、クーポン券を適正に取り扱ってください。
- ・「クーポン券の利用対象とならないもの」以外で利用できないものを設定しないようにしてください。
- ・特定事業者であることが容易に分かるよう、見やすい場所にポスターやステッカー等の掲示をしてください。
- ・通常の注意をもってすれば判別可能な偽造されたクーポン券及び不正に使用されていることが明らかなクーポン券の受け取りを拒否するとともに、当該事実を速やかに事務局に報告してください。

### 4. クーポン券の利用対象とならないもの

クーポン券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために利用することはできないこととします。

- ・現金との換金
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- ・投資信託、株式、各種保険などの金融商品
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・有価証券（商品券、ビール券、図書券等）、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届け出のうちいずれかを受けた又は行った宿泊施設において提供される宿泊業務に関する役務
- ・パチンコホール、麻雀店、公営ギャンブル等への支払い
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他市長が指定するもの

## 5. 特定事業者の資格

市内に事業所、施設、店舗等を有する宿泊・飲食・小売・交通・サービス事業者において、新型コロナウイルス感染症予防対策を必ず行っているものとします。

但し、次の事業者を除きます。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者

(2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など

(4) 「クーポン券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

(5) その他、取扱店として適当でないと認めた者

## 6. 特定事業者登録申込方法等

### (1) 申込方法

クーポン券を使用した特定取引を行おうとする事業者は、本要項に同意の上、「桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス特定事業者登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、添付書類（後述）を添えて、**郵送**、又は**持参**のいずれかの方法により事務局へと申請してください。

### (2) 申込期間

令和4年8月8日（月）から令和4年10月14日（金）まで

※なお、令和4年8月17日（水）までに事務局必着した場合は、クーポン券と一緒に配布するチラシの裏面の利用対象施設一覧に掲載されます。

※事業は9月1日よりスタートします。9月1日時点で登録をご希望の場合、

**令和4年8月25日（木）まで**に必ず事務局着にてご申請ください。

※特定事業者は特設サイトにてご確認いただけるようにいたします。

スタート後のお申込みは、随時更新していきます。

※複数店舗を有する事業者は、原則として店舗単位ではなく事業者単位で

各店舗分をとりまとめて申込みを行ってください。

### ◆宛先

〒633-0064 桜井市戒重339-3 やまとびと株式会社内

「桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス事務局」 宛

◆TEL 0744-45-5151 (9時～17時)

◆特設サイト <https://enjoysakuraipius.com/>

※持参の場合は、平日（土日祝を除く）に限ります。

◆申請に必要な書類

- 桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス 特定事業者登録申請書 兼 誓約書
- 営業の実態が確認できるもの（店舗の外観等の写真等）
- 桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス特定事業者口座登録書
- 預金通帳1・2ページ見開きの写し（口座名義人のカタカナ表記のある部分）
- 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

※書類には必ず社印ではなく**代表者の印鑑を押印**してください

※原本をご提出いただきますので、必要な方は複写をお取りください。

(3) 申請後について

申込のあった店舗については、申請書の内容を審査の上、登録店として承認し、「桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス 特定事業者 登録通知書」及び啓発用のポスター、ステッカー、見本のクーポン券をお渡しします。登録不可である場合はその旨を通知します。

(4) その他

申請書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

7. 特定事業者の責務等

- ・特定事業者であることが容易に分かるよう、見やすい場所にポスターやステッカー等の掲示をしてください。
- ・通常の注意をもってすれば判別可能な偽造されたクーポン券及び不正に使用されていることが明らかなクーポン券の受け取りを拒否するとともに、当該事実を速やかに事務局に報告してください。
- ・使用者から受け取ったクーポン券の紛失、盗難、換金期限切れ等の損失に対して事務局及び桜井市はその責を負いません。

## 8. クーポン券の換金について

### (1) 換金方法

特定事業者は、「換金請求書」に記入・代表者印を押印の上、「使用済みのクーポン券」とともに**指定日（毎月第1週予定）に桜井市立図書館に持参**もしくは**事務局に簡易書留にて郵送**し、換金を請求してください。郵送に掛かる費用は参加事業者負担となります。

換金は、桜井市観光まちづくり課において真贋判定を行い、月末（一部翌月初）にご指定の口座へと入金いたします。

### (2) 換金受付期間

令和4年10月1日（土）から令和5年3月第1週まで

※換金の請求期限は、桜井市が定める日までとします。この期限を過ぎての換金には一切応じることはできませんので、ご注意ください。

### 換金スケジュール

対象月	換金受付（持参）	換金受付（郵送）	振込日
9月	10月3日（月） 10月7日（金）	10月3日（月）	10月31日（月）
10月	11月2日（水） 11月3日（木・祝）	11月2日（水）	11月30日（水）
11月	12月1日（木） 12月2日（金）	12月1日（木）	12月26日（月）
12月	1月5日（木） 1月6日（金）	1月5日（木）	1月30日（月）
1月	2月2日（木） 2月3日（金）	2月2日（木）	3月1日（水）
2月	3月1日（水） 3月2日（木）	3月1日（水）	3月30日（火）

## 9. 特定事業者の取り消し等

桜井市の条例、規則及び本要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、特定事業者の登録を取り消します。また、桜井市のホームページ等において、事業者名および店舗名を公表し、クーポン券を使用した取引に係る全額の負担、損害賠償請求ができるものとしします。

## 10. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、3密の回避、消毒液等の設置、換気、従業員のマスクやフェイスシールド等の着用等、常にコロナ感染予防のための対策を行ってください。

### 11. その他留意事項

- (1) この募集要項に記載されていない事項は、事務局までお問い合わせください。
- (2) 特定事業者の情報は、「クーポン券取扱店舗」として、特設サイトにて公表いたしません。